

伊丹市手話通訳者派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市地域生活支援事業実施要綱第2条第1項第1号に規定するコミュニケーション支援事業のうち、手話通訳者の派遣に関する事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 本事業は、意思疎通支援者を派遣することにより、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）のコミュニケーションの確保を通じて社会参加の支援を行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話通訳者 地域生活支援事業の実施について（平成28年3月30日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4(2)アに規定する手話通訳者をいう。
- (2) 手話奉仕員 市町村が実施する手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）を修了し、手話奉仕員として登録された者をいう。
- (3) 意思疎通支援者 手話通訳者又は手話奉仕員であって、第6条の規定による登録を受けたもの又は兵庫県意思疎通支援（ひょうご通訳センター）事業を活用した場合において同事業により派遣されるものをいう。

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は伊丹市とし、社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会（以下「受託法人」という。）に委託して実施するものとする。

(実施内容)

第5条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 意思疎通支援者の登録に関する業務

(2) 意思疎通支援者の派遣（遠隔手話通訳サービスを含む。）に関する業務

2 意思疎通支援者の派遣については、必要に応じ、兵庫県意思疎通支援（ひょうご通訳センター）事業を活用することができる。

（意思疎通支援者の選定及び登録）

第6条 市長は、聴覚障がい者等の福祉に関する知識及び技能を有する者で、かつ、手話通訳に必要な技能を修得しているものを意思疎通支援者として選定し、本人の承諾を得た上で通訳者名簿に登録するものとする。

（派遣対象者）

第7条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

(1) 市内に住所を有する聴覚障がい者等であって、手話通訳等により、円滑な意思の疎通を図ることができる者

(2) 市内に住所を有し、手話通訳により、円滑な意思の疎通を図る必要がある者又は団体

(3) その他、市長が必要と認める者又は団体

（派遣対象事由）

第8条 派遣の対象となる事由は、公的機関における手続・相談、医療機関における受診、教育機関での行事及び懇談等、その他派遣対象者が地域生活又は社会生活を営む上で必要な意思疎通支援を対象とする。ただし、営利活動における経済的活動、布教活動、政治活動及び通年かつ長期にわたる活動、その他社会通念上派遣することが適当でないと思われる活動は除くものとする。

（派遣の申請）

第9条 意思疎通支援者の派遣を必要とするときは、聴覚障がい者等又はその代理人は、原則として、派遣を受けようとする日の7日前までに市長にその旨を申し出るものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 第7条第2号及び第3号に規定する団体にあつては、意思疎通支援者の派遣を必要とするときは、原則として、派遣を受けようとする日の1ヶ月前までに市長にその旨を申し出るものとする。

(派遣の決定)

第10条 市長は、前条の規定により意思疎通支援者の派遣の申請を受けたときは、派遣の必要性を調査し、速やかにその可否を決定し、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

(派遣にかかる利用者負担)

第11条 意思疎通支援者の派遣を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該派遣に要する費用を負担しない。ただし、意思疎通支援者の交通費及び遠隔手話通訳サービスにおいて使用する端末の通信料は、利用者の負担とする。

(派遣の報酬)

第12条 市長は、事業の報告書により適正に事業が行なわれたことを確認したときは、別表に定める単価により報酬を意思疎通支援者(兵庫県意思疎通支援(ひょうご通訳センター)事業を活用して県外へ意思疎通支援者を派遣した場合にあつては、兵庫県(兵庫県意思疎通支援(ひょうご通訳センター)事業が委託により実施されている場合は、同事業の委託を受けた者。以下この条において同じ。))に支払うものとする。ただし、兵庫県意思疎通支援(ひょうご通訳センター)事業を活用して遠隔手話通訳サービスにより事業を実施した場合は、兵庫県意思疎通支援(ひょうご通訳センター)事業実施要綱別表に定める報酬の額を兵庫県に支払うものとする。

(意思疎通支援者の義務)

第13条 意思疎通支援者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

2 意思疎通支援者は、積極的に研修などに参加し、自己研鑽に努めなければならない。

3 第1項の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

(実施主体の責務)

第14条 市長は、意思疎通支援者の資質向上のため必要な研修を行う。

2 市長は、事業に従事する意思疎通支援者の心身の健康に配慮しなければならない。

(状況報告書の提出等)

第15条 市長は業務の適正な運営を図るため、事業の実施状況について受託法人に対し定期的に報告書の提出を求め、又は必要に応じて調査を行うものとする。

2 意思疎通支援者は、業務終了後速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、意思疎通支援者の派遣を行なったときは、その内容を意思疎通支援者派遣簿に記録するものとする。

(細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

別表

派遣形態	区分	金額(1時間につき)
手話通訳者	日中(8:00~20:00)	1,520円
	夜間(上記以外)	1,820円
手話奉仕員	日中(8:00~20:00)	1,350円
	夜間(上記以外)	1,620円